

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 大洲市 (都道府県: 愛媛県)
 本事業の担当部局名 総合政策部復興支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	大洲市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	平成 28 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	9,000,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 人口の自然減が続いている本市では、平成9年度には513人であった出生数が、令和4年には190人と大幅に減少している。また、出生率(R4)は、30.66となっており、目標の47.91を大きく下回っている。						
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 喫緊の課題である少子化対策については、国及び県における少子化対策と連携した施策の展開を基本とし、出会いから子育てまで切れ目のない支援を進める。 <本個別事業の位置付け> 第2次大洲市総合計画では、「施策9 子ども・子育て支援の充実」において、「出会いから結婚・出産・子育てまで、切れ目のない支援を図り、子育て環境の充実を目指す」基本的な方針を掲げている。 大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、基本目標2「次世代を担う「ひと」を産み育てる「まち」づくり」として、結婚から子育てまでの切れ目のない支援に取り組むこととしており、施策1「出会い・結婚・出産の支援」の中で、「出会いの機会の提供等支援、情報発信」や「移住・定住に向けた支援(結婚・定住・就業・創業等)」を掲げている。 人口減少対策の一つとして結婚新生活支援(少子化対策)に取り組むとともに、移住・定住の促進に向けた施策と併せて効果的な事業展開を図る。						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	夫婦の合計所得が500万円以上660万円未満も対象とし、市単独(一般財源)で対応	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	国基準に加え所得500万円以上の夫婦は各費用に係る合計が20万円	
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	国基準に加え所得500万円以上の夫婦は各費用に係る合計が10万円		
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無			<input type="checkbox"/> 有				
※(注)3 【その他独自要件】			市税の滞納がない				

2. 申請見込

①新規世帯見込	15	世帯	②継続世帯見込	4	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	10	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和5年度実績見込による算定
29歳以下 15世帯 39歳以下5世帯

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	20 世帯
～12月(実績)	18 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	10 世帯 × 600,000 円 =	6,000,000 円	下記のとおり積算 予算の都合上次のとおり積算した。 10世帯 × 600,000円 + 5世帯 × 300,000 + 継続1,500,000円
(その他)	5 世帯 × 300,000 円 =	1,500,000 円	
	(継続補助)	1,500,000 円	

3. 広報の実施予定

チラシの配布やホームページにより広く周知を図るとともに、配布用婚姻届に結婚新生活支援事業に関するチラシを同封し、周知を図る。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	出生率			47.91	30.66
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率				
	婚姻件数		件	103	
				2.5	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	100
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	83	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	92	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県と連携を図り、県ホームページへの掲載を行うとともに、県・市町・事業者で組織する協議会において結婚の希望が叶う環境の向上を図るための施策(愛結び窓口の設置やセンターの会員登録案内、きらきらナビの登録促進や家事育児参画等推進セミナーへの案内等)を展開する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産事業者に対して、チラシを配布し、幅広く周知を図るとともに、婚活イベント等においても、参加者に対してチラシを配布する。また、県・市町・事業者で組織する協議会において結婚の希望が叶う環境の向上を図るための施策を展開する。				